



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ ワ タ
代表者名 代表取締役社長 白 石 互
(コード：6 2 9 2 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員管理部門統括 福 岡 孝 一
(TEL：0 6－6 5 3 1－8 2 1 1)

「業績連動型株式報酬制度」の信託期間延長に伴う 追加拠出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下同じ。）を対象とした「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）について、信託期間の延長及び金銭の追加拠出の実施を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度につきましては、2020 年 5 月 11 日付適時開示「取締役（監査等委員である取締役を除く。）向け「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本制度の概要及び目的

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付する制度です。

2. 追加拠出の理由

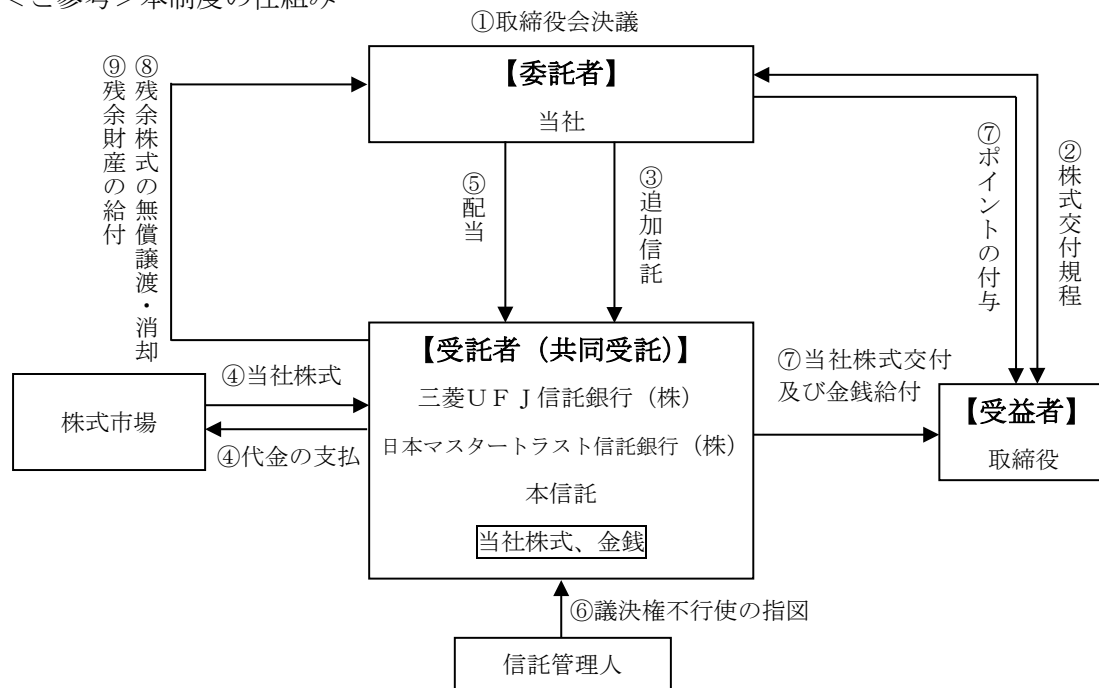
本制度の延長に伴い、新たな対象期間中に交付することが見込まれる当社株式を取得するため、本制度の信託期間を 3 年間延長し、株式取得資金を追加拠出することといたします。

【信託期間延長後の信託契約及び追加拠出の概要】

信託延長契約日	2026 年 8 月 5 日（予定）
信託の期間	2020 年 8 月 3 日 ～ 2029 年 8 月 31 日（予定）
追加拠出の総額	19,200,000 円
株式の取得時期	2026 年 8 月 10 日 ～ 2026 年 10 月 9 日（予定） （なお、決算期（中間決算期、四半期決算期を含む。）末日以前の 5 営業日から決算期末日までを除く。）
株式の取得方法	株式市場からの取得

※上記の変更事項を除き、2020 年 5 月 11 日付適時開示「取締役（監査等委員である取締役を除く。）向け「業績連動型株式報酬制度」の導入に関するお知らせ」で開示した内容から変更はございません。

<ご参考>本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の延長に関して、取締役会において決議しております。
- ②当社は、本制度に係る株式交付規程を制定しております。
- ③当社は、2020年6月25日開催の第71期定時株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、2020年6月25日開催の第71期定時株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎年一定の時期に、取締役に対して、当社の株式交付規程に従い、一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積されたポイントに応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

- ※1 受益者要件を充足する取締役への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。
- ※2 信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託の信託期間を延長することがあります。

以 上